

■所得控除一覧①

控除の種類	説明		控除額		
基礎控除	年齢を問わず、納税義務者本人が受けられる控除		合計 所得 金額	2,400万円以下	43万円
				2,400万円超～ 2,450万円以下	29万円
				2,450万円超～ 2,500万円以下	15万円
				2,500万円超	適用なし
扶養控除	合計所得金額が58万円以下の親族を扶養している場合に受けられる控除				
	普通	扶養親族の生年月日が平成19年1月2日～平成22年1月1日または昭和31年1月2日～平成15年1月1日の方	33万円		
	特定	扶養親族の生年月日が平成15年1月2日～平成19年1月1日の方	45万円		
	老人	扶養親族の生年月日が昭和31年1月1日以前の方	38万円		
	同居 老親	扶養親族の生年月日が昭和31年1月1日以前で、納税義務者本人または配偶者と同居している親等（直系尊属）の方	45万円		
特定親族特別控除	生年月日が平成15年1月2日～平成19年1月1日の方で、納税義務者と生計を一にする親族等のうち、前年の合計所得金額が58万円超～123万円以下の場合に受けられる控除 ※配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く		親族 等の 合計 所得 金額	58万円超～ 85万円以下	45万円
				85万円超～ 90万円以下	45万円
				90万円超～ 95万円以下	45万円
				95万円超～ 100万円以下	41万円
				100万円超～ 105万円以下	31万円
				105万円超～ 110万円以下	21万円
				110万円超～ 115万円以下	11万円
				115万円超～ 120万円以下	6万円
120万円超～ 123万円以下	3万円				
※障害者控除	納税義務者本人またはその控除対象配偶者・扶養親族が、障害者手帳の交付・療育手帳の交付・障害者控除対象者認定書の交付のいずれかを受けている場合に受けられる控除				
	本人	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級または療育手帳A判定に該当する場合	特別	30万円	
		上記認定以外の場合	普通	26万円	
	被扶養者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級または療育手帳A判定に該当する場合	特別	30万円	
		上記認定を受けていて、かつその控除対象配偶者または扶養親族が、納税義務者本人もしくは納税義務者本人と生計を一にする控除対象配偶者、親族のいずれかと同居している場合	同居特別	53万円	
上記認定以外の場合		普通	26万円		
ひとり親控除	納税義務者本人の合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかに該当する場合に受けられる控除 ①夫または妻と離別・死別して、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下）がいる ②未婚（住民票に未届の配偶者の記載がある場合は非該当）で、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下）がいる		30万円		

■所得控除一覧②

控除の種類	説明	控除額
寡婦控除	納税義務者本人の合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかに該当する場合に受けられる控除 ①夫と離別・死別して、生計を一にする親族（総所得金額等が58万円以下）がいる ②夫と死別している	26万円
勤労学生控除	納税義務者本人が以下の条件を満たす場合に受けられる控除 ①特定の学校の学生・生徒 ②合計所得金額が85万円以下 ③勤労によらない所得が10万円以下	26万円

※ここで述べている扶養親族とは、扶養控除の対象となる人（合計所得金額が58万円以下）のことをいいます。

◎年少扶養について

扶養親族が16歳未満の場合は年少扶養となります。
この場合、年少扶養となることによる税の控除はありませんが、被扶養者が障害者の場合は、障害者控除を受けることができます。
また、扶養者のひとり親・寡婦控除の条件である「扶養親族の子」に該当します。

控除の種類	説明	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
			～900万円	900万円超～950万円	950万円超～1,000万円*
配偶者控除	普通 納税義務者の合計所得金額及び生計を一にする配偶者の合計所得金額が右記の範囲に該当する場合	～580,000円	33万円	22万円	11万円
	老人 上記の要件かつ配偶者の生年月日が昭和31年1月1日以前の場合		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額及び生計を一にする配偶者の合計所得金額が右記の各区分に該当する場合	580,001円～950,000円	33万円	22万円	11万円
		950,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円
		1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
		1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
		1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
		1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
		1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
		1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
		1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円
		1,330,001円～	非該当		

* 納税義務者の合計所得金額が1,000万円超である場合は非該当

■所得控除一覧③

控除の種類	説明	控除額	
		支払保険金額	
生命保険料控除	平成23年12月31日以前に締結した 保険契約等（旧契約） ○ 旧生命保険料 ○ 旧個人年金保険料	～ 15,000円	支払金額
		15,001円 ～ 40,000円	支払金額×1/2+7,500円
		40,001円 ～ 70,000円	支払金額×1/4+17,500円
		70,001円 ～	一律 35,000円（限度額）
	平成24年1月1日以後に締結した 保険契約等（新契約） ○ 新生命保険料 ○ 新個人年金保険料 ○ 介護医療保険料	～ 12,000円	支払金額
		12,001円 ～ 32,000円	支払金額×1/2+6,000円
		32,001円 ～ 56,000円	支払金額×1/4+14,000円
		56,001円 ～	一律 28,000円（限度額）
	旧契約及び新契約の双方について 保険料控除を受ける場合	旧契約のみ	35,000円（限度額）
		新契約のみ	28,000円（限度額）
旧契約と新契約それぞれ で計算した控除額の合計		28,000円（限度額）	
※旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、35,000円 までの範囲内において、旧契約の限度額が適用限度額			
地震保険料控除	○地震保険料	～ 50,000円	支払金額×1/2
		50,001円 ～	一律 25,000円（限度額）
	平成18年12月31日以前に締結した 契約 ○旧長期損害保険料	～ 5,000円	支払金額
		5,001円 ～ 15,000円	支払金額×1/2+2,500円
15,001円 ～	一律 10,000円（限度額）		
雑損控除	災害等により本人や一定の親族が 所有する資産に損失等が生じた場合	次のいずれか多い金額 ①（損失金額-保険金などで補てんされた金額） -（総所得金額等）×10% ②災害関連支出の金額-5万円	
医療費控除	本人または本人と同一生計の配偶者 その他の親族の医療費を一定の金額 を超えて支払った場合	（支払金額-保険などから補てんされた額）- 次の いずれか少ない額 ①総所得金額等の5% ②10万円 ※控除限度額200万円	
医療費控除の特例 <small>（セルフメディケーション税制）</small>	特定健康診査（いわゆるメタボ健診） 予防接種、定期健康診断（事業主健診） 健康診査、がん検診のいずれかを その年中に受けた場合	スイッチOTC医薬品購入金額 - 12,000円 ※購入金額の上限額10万円、対象品目は厚生労働省の HPにて公表 ※本特例を適用する場合、通常の医療費控除は適用不可	
社会保険料控除	国民健康保険税や健康保険、後期 高齢者医療保険、介護保険、国民 年金等の保険料を支払った場合	支払金額	
小規模企業共済等 掛金控除	小規模共済掛金等を支払った場合	支払金額	